第五条第十一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	開票日 平日	開票日 休日
千人未満	六四、三三七円	二三五、一五三円
千人以上二千人未満	六七、五四五	三三四、四四五
二千人以上三千人未満	八〇、一三〇	四四三、一一四
三千人以上五千人未満	八三、七三七	五四二、八〇五
五千人以上一万人未満	九六、六八〇	六五一、八三二
一万人以上一万五千人未満	九九、九四二	七五一、一七八
一万五千人以上二万人未満	一一三、四四八	八八二、一二〇
二万人以上三万人未満	一二四、〇八八	一、〇四二、二二四
三万人以上	一八二、五九九	一、一七五、四六七

第五条第十二項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一七〇、八一六円
千人以上二千人未満	二六六、九〇〇
二千人以上三千人未満	三六二、九八四
三千人以上五千人未満	四五九、〇六八
五千人以上一万千人未満	五五五、一五二

開票区の選挙人の数	金額
一万千人以上一万五千人未満	五二五、二〇二
一万五千人以上二万人未満	六三五、一二八
二万人以上二万五千人未満	七四五、〇五四
二万五千人以上三万人未満	八七九、四〇八
三万人以上	一、〇五〇、四〇四
	一、一三五、九〇二

第五条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17　市区町村の選挙管理委員会が開票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18　市区町村の選挙管理委員会が専ら開票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第五条第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六五三、六九七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一五七、一六八
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、一八一、一三八
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）	一、一一八、九八四

第六条第三項中「三万七百八十円」を「三万千七百五十二円」に改め、同項ただし書中「六万千五百六十円」を「六万三千五百四円」に、「五万四千百七十三円」を「五万五千八百八十四円」に、「五万二千六百三十四円」を「五万四千二百九十六円」に、「四万二千四百七十六円」を「四万三千八百十八円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

都道府県の世帯数	選挙	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
		都及び大都市のある道府県	その他の県		
		円	銭	円	銭
一　三十万未満					
二　三十万以上四十万未満		―	―	一六	七九
三　四十万以上五十万未満		―	四四	一六	五二
四　五十万以上七十万未満		四四	二〇	一六	三七
五　七十万以上百万未満		四三	六二	一六	〇八
六　百万以上		四一	四〇	一五	八二